

ポーツマス講和条約 主要部分の書き下しと現代語訳

資料画像⇒ [「御署名原本・明治三十八年・条約十月十六日・日露両国講和条約及追加約款」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. A03020652300、御署名原本・明治三十八年・条約十月十六日・日露両国講和条約及追加約款（国立公文書館）、3～14 画像目](#)

資料解説⇒ [ポーツマス講和条約](#)

書き下し ^{※1}	現代語訳（仮訳） ^{※2}
<p>日本国皇帝陛下及全露西亜〔ロシア〕国皇帝陛下は、両国及其〔そ〕の人民に平和の幸福を回復せむことを欲し、講和条約を締結することに決定し、之〔これ〕が為に日本国皇帝陛下は外務大臣従三位勲一等男爵小村寿太郎閣下及亜米利加〔アメリカ〕合衆国駐劄〔ちゅうさつ〕特命全権公使従三位勲一等高平小五郎閣下を、全露西亜〔ロシア〕国皇帝陛下は「プレシデント・オヴ・ゼ・コムミツチー・オヴ・ミニスターズ・オヴ・ゼ・エムパイア・オヴ・ロシア〔President of the Committee of Ministers of the Empire of Russia（大臣委員会議長）〕」「セクレタリー・オヴ・ステート〔Secretary of State（ロシアの地位・身分序列の一つ）〕」「セルジ・ウイッテ〔セルゲイ・ウイッテ〕」閣下及亜米利加〔アメリカ〕合衆国駐劄〔ちゅうさつ〕特命全権大使「マスター・オヴ・ゼ・イムピリアル・コールド・オヴ・ロシア〔Master of the Imperial Court of Russia（ロシアの地位・身分序列の一つ）〕」男爵「ローマン・ローゼン」閣下を各其〔そ〕の全権委員に任命せり。因〔よっ〕て各全権委員</p>	<p>日本国皇帝陛下と全ロシア国皇帝陛下は、両国及び両国の人民に平和の幸福を回復させることを求めて、講和条約を締結することを決定し、このために、日本国皇帝陛下は外務大臣従三位勲一等男爵である小村寿太郎閣下とアメリカ合衆国駐劄〔ちゅうさつ〕特命全権公使従三位勲一等である高平小五郎閣下を、全ロシア国皇帝陛下はプレジデント・オブ・ザ・コミッテ・オブ・ミニスターズ・オブ・ザ・エンパイア・オブ・ロシア〔President of the Committee of Ministers of the Empire of Russia（大臣委員会議長）〕、セクレタリィ・オブ・ステート〔Secretary of State（ロシアの地位・身分序列の一つ）〕であるセルゲイ・ウイッテとアメリカ合衆国駐劄〔ちゅうさつ〕特命全権大使、マスター・オブ・ザ・インペリアル・コート・オブ・ロシア〔Master of the Imperial Court of Russia（ロシアの地位・身分序列の一つ）〕、男爵であるローマン・ローゼン閣下をそれぞれその全権委員に任命した。よって各全権委員はお互いにその委任状を提示し、それが問題のない妥当なものであることを認めたいので、左の諸条</p>

は互に其 [そ] の委任状を示し、其 [そ] の良好妥当なるを認め、以て左の諸条款 [じょうかん] を協議決定せり。

第一条

日本国皇帝陛下と全露西亜 [ロシア] 国皇帝陛下との間及両国並 [ならびに] 両国臣民の間に将来平和及親睦あるべし。

第二条

露西亜 [ロシア] 帝国政府は、日本国が韓国に於て、政事上、軍事上及経済上の卓絶なる利益を有することを承認し、日本帝国政府が韓国に於て必要と認むる指導、保護及監理の措置を執るに方 [あた] り、之 [これ] を阻礙 [そがい] し又は之 [これ] に干渉せざることを約す。

韓国に於ける露西亜 [ロシア] 国臣民は、他の外国の臣民又は人民と全然同様に待遇せらるべく、之 [これ] を換言すれば、最恵国の臣民又は人民と同一の地位に置かるべきものと知るべし。

両締約国は、一切誤解の原因を避けむが為、露韓間の国境に於て露西亜 [ロシア] 国又は韓国の領土の安全を侵迫することあるべき何等の軍事上措置を執らざることに同意す。

第三条

日本国及露西亜 [ロシア] 国は互に左の事を約す。

項を協議し、決定した。

第一条

日本国皇帝陛下と全ロシア国皇帝陛下の間、そして両国と両国臣民の間に今後は平和と親睦が存在すること。

第二条

ロシア帝国政府は、日本国が韓国において政治的關係上、軍事上及び経済上際立った利益を有することを承認し、日本帝国政府が韓国において必要だと考える指導、保護及び監理の措置をとる際に、これを妨害したり、これに干渉したりしないことを約束する。

ロシア国の臣民は韓国において、他の国の臣民や人民と全く同様の待遇を受けることとする。言い換えれば、最恵国の臣民または人民と同じ地位に置かれることになる。

両条約締結国は、あらゆる誤解の原因をなくすために、ロシアと韓国の国境地域において、ロシア国または韓国の領土の安全を脅かす可能性のある軍事的措置を一切とらないことに同意する。

第三条

日本国とロシア国はお互いに左のことを約束する。

一 本条約に付属する追加約款〔やっかん〕第一の規定に従ひ、遼東半島租借権が其〔そ〕の効力を及ぼす地域以外の満洲より全然且〔かつ〕同時に撤兵すること。

二 前記地域を除くの外、現に日本国又は露西亜〔ロシア〕国の軍隊に於て占領し、又は其の監理の下に在る満洲全部を挙げて全然清国専属の行政に還付すること。

露西亜〔ロシア〕帝国政府は、清国の主権を侵害し、又は機会均等主義と相容れざる何等の領土上利益又は優先的若〔もしくは〕は専属的譲与を満洲に於て有せざることを声明す。

第四条

日本国及露西亜〔ロシア〕国は、清国が満洲の商工業を發達せしめむが為、列国に共通する一般の措置を執るに方〔あた〕り之〔これ〕を阻礙〔そがい〕せざることを互に約す。

第五条

露西亜〔ロシア〕帝国政府は、清国政府の承諾を以て旅順口、大連並〔ならびに〕其〔そ〕の付近の領土及び領水の租借権及該租借権に関連し又は其〔そ〕の一部を組成する一切の権利、特権及譲与を日本帝国政府に移転譲渡す。露西亜〔ロシア〕帝国政府は又、前記租借権が其〔そ〕の効力を及ぼす地域に於ける一切の公共営造物及財産を日本帝国政府に移

一 この条約に付属する追加約款第一の規定に従ひ、遼東半島租借権の対象地域を除く満洲から完全かつ同時に撤兵すること。

二 前記地域以外にも、すでに日本国またはロシア国の軍隊が占領したり、監理下に置いたりしている満洲の地域については、すべて清国単独の行政のもとに返還すること。

ロシア帝国政府は、満洲において、清国の主権を侵害したり、機会均等主義に反したりする領土上の利益や優先的・専属的利権を保有しないことを声明する。

第四条

日本国とロシア国は、清国が満洲の商工業を發達させるために、各国に対して一律な、一般的な措置をとる場合、これを妨害しないことをお互いに約束する。

第五条

ロシア帝国政府は、清国政府の承諾を得たうえで、旅順口、大連とその近辺の領土・領水の租借権、そしてその租借権に関連していたり、その租借権の一部となっているすべての権利、特権及び利権を日本帝国政府に引き渡す。加えてロシア帝国政府は、前記租借権の対象地域に存在するすべての公共造造物と財産を日本帝国政府に引き渡す。

転讓渡す。

両締約国は、前記規定に係る清国政府の承諾を得べきことを互に約す。

日本帝国政府に於ては前記地域に於ける露西亜〔ロシア〕国臣民の財産権が完全に尊重せらるべきことを約す。

第六条

露西亜〔ロシア〕帝国政府は、長春（寛城子）旅順口間の鉄道及其〔そ〕の一切の支線並〔ならびに〕同地方に於て之〔これ〕に付屬する一切の権利、特権及財産及同地方に於て該鉄道に屬し又は其〔そ〕の利益の為に經營せらるる一切の炭坑を、補償を受くることなく且〔かつ〕清国政府の承諾を以て日本帝国政府に移転讓渡すべきことを約す。

両締約国は、前記規定に係る清国政府の承諾を得べきことを互に約す。

第七条

日本国及露西亜〔ロシア〕国は、滿洲に於ける各自の鉄道を全く商工業の目的に限り經營し、決して軍略の目的を以て之〔これ〕を經營せざることを約す。

該制限は遼東半島租借権が其の効力を及ぼす地域に於ける鉄道に適用せざるものと知るべし。

両条約締結国は、清国政府からこれら規定に係る承諾を得ることをお互いに約束する。

日本帝国政府は、該当する地域においてロシア国臣民の財産権を完全に尊重することを約束する。

第六条

ロシア帝国政府は、長春（寛城子）と旅順口との間の鉄道に加えてそのすべての支線、さらに該当する地方でそれらに付屬しているすべての権利・特権・財産、また該当する地方においてそれら鉄道に付屬していたり、それら鉄道のために經營されているすべての炭坑を、清国政府の承諾を得たうえで、補償なしで日本帝国政府に引き渡すことを約束する。

両条約締結国は、清国政府からこれら規定に係る承諾を得ることをお互いに約束する。

第七条

日本国とロシア国は滿洲に有するそれぞれの鉄道を商工業上の目的のためだけに經營し、決して軍事戦略上の目的のためには經營しないことを約束する。

遼東半島租借権の対象地域に存在する鉄道については、この制限の対象外である。

第八条

日本帝国政府及露西亜〔ロシア〕帝国政府は、交通及運輸を増進し、且〔かつ〕之〔これ〕を便易〔べんい〕ならしむるの目的を以て、満洲に於ける其〔そ〕の接続鉄道業務を規定せむが為、成るべく速に別約を締結すべし。

第九条

露西亜〔ロシア〕帝国政府は、薩哈噠〔さがれん（サハリン・樺太）〕島南部及其〔そ〕の付近に於ける一切の島嶼並〔ならびに〕該地方に於ける一切の公共造物及財産を完全なる主権と共に永遠日本帝国政府に譲与す。其〔そ〕の譲与地域の北方境界は北緯五十度と定む。該地域の正確なる経界線は本条約に付属する追加約款〔やっかん〕第二の規定に従ひ、之〔これ〕を決定すべし。

日本国及露西亜〔ロシア〕国は、薩哈噠〔さがれん（サハリン・樺太）〕島又は其〔そ〕の付近の島嶼に於ける各自の領地内に堡壘〔攻撃から身を隠すための陣地〕其〔そ〕の他之〔これ〕に類する軍事上工作物を築造せざることに互に同意す。又両国は各宗谷海峡及韃靼海峡〔だつたんかいきょう（間宮海峡）〕の自由航海を妨礙〔ぼうがい〕することあるべき何等の軍事上措置を執らざることを約す。

第八条

日本帝国政府とロシア帝国政府は、交通と運輸を發展させると同時に交通と運輸の利便性を向上させるため、満洲において両国の接続鉄道業務を規定する別個の協定をなるべく速やかに結ぶこと。

第九条

ロシア帝国政府は、サハリン〔樺太〕島南部とその近辺にあるすべての島嶼に加え、それら地方にあるすべての公共造物と財産を、それら地域の完全な主権とともに、日本帝国政府に永遠に譲渡する。その譲渡対象となる地域の北の境界線は北緯五十度とする。譲渡地域の境界線の正確な位置については、この条約に付属する追加約款第二の規定に従って決定すること。

日本国とロシア国は、サハリン（樺太）島とその近辺の島嶼の自国領土内において、堡壘〔攻撃から身を隠すための陣地〕や堡壘に類する軍事的な工作物を建設しないことにお互いに同意する。また、両国は宗谷海峡と間宮海峡の自由航行を妨害しかねない軍事的措置を一切とらないことを約束する。

第十条

日本国に譲与せられたる地域の住民たる露西亜〔ロシア〕国臣民に付ては、其〔そ〕の不動産を売却して本国に退去するの自由を留保す。但〔た〕だし、該露西亜〔ロシア〕国臣民に於て譲与地域に在留せむと欲するときは日本国の法律及管轄権に服従することを条件として完全に其〔そ〕の職業に従事し、且〔かつ〕財産権を行使するに於て支持保護せらるべし。日本国は政事上又は行政上の権能を失ひたる住民に対し、前記地域に於ける居住権を撤回し、又は之〔これ〕を該地域より放逐すべき充分の自由を有す。但〔た〕だし、日本国は前記住民の財産権が完全に尊重せらるべきことを約す。

第十一条

露西亜〔ロシア〕国は日本海、「オコーツク〔オホーツク〕」海及「ベーリング」海に瀕する露西亜〔ロシア〕国領地の沿岸に於ける漁業権を日本国臣民に許与せむか為、日本国と協定をなすべきことを約す。

前項の約束は前記方面に於て既に露西亜〔ロシア〕国又は外国の臣民に属する所の権利に影響を及さざることにより双方同意す。

第十二条

日露通商航海条約は戦争の為廃止せられたるを以て、日本帝国政府及露

第十条

日本国に引き渡される地域に住むロシア臣民は、自身の不動産を売却してロシア本国に退去する自由を有している。ただし、該当するロシア臣民で、日本に引き渡される地域にとどまり続けたい者に対しては、日本国の法律および管轄権に従うことを条件に、以前通り現在の職業に従事し、財産権を行使し続けられるよう、支援と保護が与えられる。

日本国は政治上または行政上の権限を失った住民について、該当地域に住む権利を撤回したり、該当する地域から追放したりする完全な自由を有する。ただし、日本国はその対象となる住民の財産権が完全に尊重されることを約束する。

第十一条

ロシア国は、日本海、オホーツク海、及びベーリング海に接するロシア領土沿岸で漁業を行う権利を日本国臣民に与えるため、日本国との間に協定を結ぶことを約束する。

この約束が該当地域においてすでにロシア国やその他の国の臣民が有している権利を脅かさないことに双方が同意する。

第十二条

日露通商航海条約は日露戦争により廃棄されたので、日本帝国政府とロシ

西亜〔ロシア〕帝国政府は現下の戦争以前に効力を有したる条約を基礎として新に通商航海条約を締結するに至るまでの間、両国通商関係の基礎として相互に最恵国の地位に於ける待遇を与ふるの方法を採用すべきことを約す。而〔しこう〕して、輸入税及輸出税、税関手続、通過税及噸税〔とんぜい〕並〔ならびに〕一方の代弁者、臣民及船舶に対する他の一方の領土に於ける入国の許可及待遇は何れも前記の方法に依る。

第十三条

本条約実施の後、成るべく速に一切の俘虜は互に之〔これ〕を還付すべし。日本帝国政府及露西亜〔ロシア〕帝国政府は、各俘虜を引受くべき一名の特別委員を任命すべし。一方の政府の収容に係る一切の俘虜は、他の一方の政府の特別委員又は正当に其〔そ〕の委任を受けたる代表者に引渡し、同委員又は其〔そ〕の代表者に於て之〔これ〕を受領すべく、而〔しこう〕して其〔そ〕の引渡及受領は、引渡国より予め受領国の特別委員に通知すべき便宜の人員及引渡国に於ける便宜の出入地に於て之〔これ〕を行ふべし。

日本国政府及露西亜〔ロシア〕国政府は俘虜引渡完了の後、成るべく速に俘虜の捕獲又は投降の日より死亡又は引渡の時に至るまで之〔これ〕が保護給養の為に各負担したる直接費用の計算書を互に提出すべし。同計算書交換の後、露西亜〔ロシア〕国は成るべく速に日本国が前記の用途に支出したる実際の金額と露西亜〔ロシア〕国が同様に支出したる実

ア帝国政府は現在の戦争以前に効力を有していた条約を基礎とする新しい通商航海条約を締結するまでの間、お互いに最恵国待遇を与えて、両国の通商関係の基礎とすることを約束する。そして、輸入税や輸出税、税関手続、通過税、とん税に加え、一方の国の代理人や臣民、船舶に対するもう一方の国の領土への入国許可や待遇についても、同様の方法をとる。

第十三条

この条約が発効した後は、なるべく速やかにすべての捕虜をお互いに返還すること。日本帝国政府とロシア帝国政府は、捕虜の引き受けを担当する特別委員をそれぞれ一名任命すること。片方の政府が収容している捕虜はすべて、他方の政府の特別委員または正当な委任を受けた代表者に引き渡し、その特別委員またはその代表者が引き受けることとする。その実施については、引き渡し国が引き受け国の委員に適当な引き渡し対象者を事前に通知し、引き渡し国の適当な出入地で引き渡すこと。

日本国政府とロシア国政府は、捕虜の引き渡しが完了した後、捕虜が捕まった日・投降した日から死亡した日・引き渡された日まで、その捕虜の保護や給養の為に負担した直接費用の計算書をお互いなるべく速やかに提出すること。ロシア国はこの計算書を交換した後、日本国が支出した実際の金額とロシア国が同様に支出した実際の金額の差額を、なるべく速や

際の金額との差額を日本国に払戻すべきことを約す。

第十四条

本条約は日本国皇帝陛下及全露西亜〔ロシア〕国皇帝陛下に於て批准せらるべし。該批准は成るべく速に且〔かつ〕如何なる場合に於ても本条約調印の日より五十日以内に、東京駐劄仏蘭西〔フランス〕国公使及聖彼得堡〔サンクトペテルブルク〕駐劄亜米利加〔アメリカ〕合衆国大使を経て、日本帝国政府及露西亜〔ロシア〕帝国政府に各之〔これ〕を通告すべし。而〔しこう〕して其〔そ〕の終〔つい〕の通告の日より本条約は全部を通して完全の効力を生ずべし。正式の批准交換は、成るべく速に華盛頓〔ワシントン〕に於て之〔これ〕を行うべし。

第十五条

本条約は英吉利〔イギリス〕文及仏蘭西〔フランス〕文を以て、各二通を作り、之〔これ〕に調印すべし。其〔そ〕の各本文は全然符号すと雖も、其〔そ〕の解釈に差異ある場合には、仏蘭西〔フランス〕文に拠るべし。

右証拠として両帝国全権委員は茲〔ここ〕に本講和条約に記名調印するものなり。

明治三十八年九月五日即一千九百五年八月二十三日〔当時ロシアで使われていた暦による日付〕(九月五日)、「ポーツマス」(「ニュー・ハンプシ

かに日本国に払い戻しすることを約束する。

第十四条

この条約は日本国皇帝陛下と全ロシア皇帝陛下が批准すること。この批准については、なるべく速やかに、遅くともこの条約の調印後五十日以内に、東京駐劄フランス国公使及びサンクトペテルブルク駐劄アメリカ合衆国大使を通じて、日本帝国政府とロシア帝国政府にそれぞれ通告すること。この条約は、双方からの通告が終わった日から完全に効力を持つ。正式な批准交換は、なるべく速やかにワシントンで実施すること。

第十五条

この条約は英語文とフランス語文のものをそれぞれ二通作成し、これに調印すること。それぞれの本文は完全に一致しているが、もし解釈に違いが発生した場合は、フランス語文に拠って解釈すること。

右の証拠として、両帝国の全権委員はここにこの講和条約に記名調印する。

明治三十九年九月五日、つまり一九〇五年八月二十三日〔当時ロシアで使われていた暦による日付〕、ポーツマス(ニューハンプシャー州)におい

<p>ヤ [ニューハンプシャー] 州) に於て之 [これ] を作る。</p> <p>小村寿太郎 (記名) 印 高平小五郎 (記名) 印 セルジ・ウイッテ [セルゲイ・ウイッテ] (記名) 印 ローゼン (記名) 印</p>	<p>てこれを作成した。</p> <p>小村寿太郎 (記名) 印 高平小五郎 (記名) 印 セルゲイ・ウイッテ (記名) 印 ローゼン (記名) 印</p>
---	--

※1 書き下しは読みやすさを重視して、一部旧字を新字に改めたり、濁点や句読点を付すなど変更を加えています。

※2 現代語訳は原文理解を補助するための仮訳です。意訳や細かいニュアンスの省略などを含む場合があります。